

**11/30
(土) 第11回 かみゆげ小さな文化祭**

上弓削公民館（上弓削老人福祉センター）において「かみゆげ小さな文化祭」が開催されました。上弓削地区有志の方々が、地域の活性化のために手作りで実施している文化祭ですが、今回で11回目の開催になりました。地域のみなさんの協力のもと、作品展示や各種団体によるバザーも開かれ、賑わいを見せていました。公民館講座「健康体操」教室では、はなぶさ整体院の英 真介さんが講師を務め、家庭でも椅子に座った状態で気軽にできる体操を、歌を交えて楽しく指導してくれました。また、午後からはミニコンサートを開催しました。文化協会邦楽部の方の心温まる演奏と琴の体験会、また弓削マンドリンクラブによる演奏に観客も一緒に歌ったり終始笑いが起こるなどみんなが楽しめたコンサートになりました。

**12/6
(金) 弓削地区地域ふれあい学習会 in 弓削高校**
ゲームを通じて異文化理解の一步目を！

弓削高等学校において、地域ふれあい学習会を開催しました。今回はうらしま学舎塾長の中裏修平さんを講師にお招きし、トランプを使ったゲーム「バーンガ」を通じて異文化理解について学習しました。この「バーンガ」は無言で行い、伝えたいことがある場合はジェスチャーでしか伝えられないといった制限があります。そして1ゲームが終わるごとにグループ替えを行います。グループごとにルールが違うため、異文化に触れたときの気持ちを体感できるゲームになっています。参加した生徒や参加者たちは最初は笑顔で楽しくゲームをしていましたが、グループを変えるごとに、笑顔が消え困惑している雰囲気になっていました。参加した人からは「自分と違うものに触れたとき、すぐに否定から入らないようにしたい」「異文化に触れたときの自分の反応が想像と違った」などの意見が聞かれ、これから必ず異文化と関わることとなる弓削高校の生徒や参加者にとって、異文化を学ぶよい機会となりました。

**12/13
(金) 岩城小5.6年生 しめ縄づくり教室**
岩城老友会・寿会が伝統文化伝承活動

岩城小学校体育館において、岩城小学校5・6年生が令和6年度公民館事業伝統文化伝承活動「しめ縄づくり教室」に参加しました。講師の準備したワラたばやウラジロ、葉つきみかん等を使い、子ども達は講師の地元老友会、寿会のみなさんから手ほどきを受けながら、しめ縄作りに挑戦しました。最初は緊張しながらも、終わるころにはワラの扱いも慣れてきた子ども達は、地元の老人クラブの方たちとの交流も楽しみながら、しめ縄を次々と仕上げていきました。

**年金だより**

にほん す がいこくじん
日本に住む外国人のみなさまへ

**こうてきねんきんせいど あんない
公的年金制度のご案内**

公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といった予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。

日本に住む 20歳以上60歳未満（厚生年金保険については70歳未満）の全ての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちらか）に加入する義務があります※。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金保険に加入することになります。

※日本と社会保障協定を結んでいる国から日本へ短期間派遣されたときなどは、日本の公的年金制度への加入が免除される場合があります。

**こくみんねんきん
国民年金のポイント**

○厚生年金保険に入っていない場合は、ご自身でお住まいの市区役所・町村役場にて加入手続きをしなければなりません。

こくみんねんきん
国民年金は、

- 歳をとったとき
 - 病気やけがで重い障害が残ったとき
 - 働き手がなくなれたとき
- に備えます。

老齢年金と障害年金はご自身に支払われ、遺族年金はお子さん等に支払われます。
※年金を受給するためには要件を満たす必要があります。

もし日本を離れるとき、

脱退一時金を受けとることができます。
保険料を6か月以上支払っていたなどの要件を満たす外国人の方が日本を離れた場合、一時金を受けとる制度があります。
※脱退一時金を請求するにあたっての注意事項があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

こくみんねんきんほけんりょう
国民年金保険料は、
毎月16,980円※をお支払いください。

保険料の前払いや口座振替によるお支払いの場合、保険料が割引される支払方法があります。
※2024年度の1か月分の保険料額です。

こくみんねんきんほけんりょう しはら むすか
国民年金保険料の支払いが難しいとき、
支払いが免除される制度があります。

所得が少ない場合や失業をした場合などの要件を満たす場合、保険料免除制度（学生の方は学生納付特例制度）があります。

**こうせいねんきん ほけん
厚生年金保険について**

○厚生年金保険の適用事業所で働く場合は、厚生年金保険に加入しなければいけません。

○加入手続きは事業所が行います。保険料は事業所が半分払い、あなたも半分払いますが、給料から差し引かれ、事業所がまとめて国に納めます。

○厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と脱退一時金があります。

○年金について、わからないことがあれば、お住まいの市区町村役場、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

○年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）



日本年金機構
Japan Pension Service

2404 1016 058